

始



6|7|8|9¹⁸3|0|1|2|3|4|5|6|7|8|9¹⁸4

特246

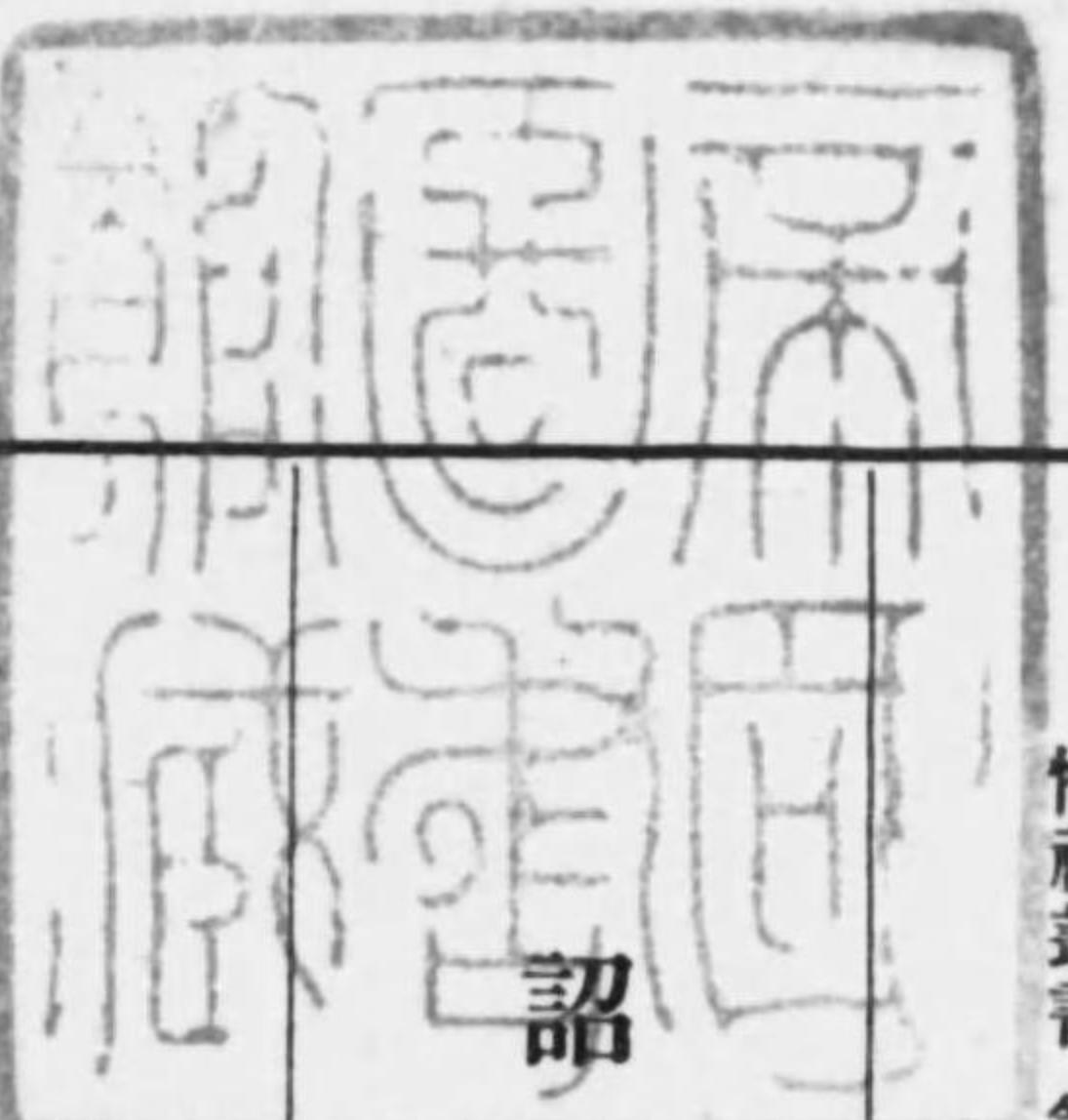
873

惟神叢書第七編

詔
勅

神宮皇學館惟神道場

特246
873



惟神叢書 第七編

勅

神宮皇學館惟神道場





發刊の辭

紀元二千六百年を記念し、神祇・國體に關する知識普及の資料として、茲に惟神叢書を刊行する。是れ本道場に於て、講義に使用する教材の書たらしめ、併せて斯界の需要に應するものとして、神宮・神社・神道・國體・詔勅・日本精神・神祇歌集・古典等の諸編に分ち、逐次刊行する。固より教材の性質と紙幅の關係とで、各部門とも其の資料の凡てを網羅し難く、また編纂にも遺漏なきを保し難いが、今日の急に應ずるものとして、異日更に訂正増補して完璧を期したい。

なほ本叢書の刊行は、平田館長の提唱に係り、貝島炭礦株式會社社長貝島太市氏の篤志によるもので、茲に深厚なる謝意を表する。

昭和十五年二月十一日

神宮皇學館惟神道場

詔勅

例 言

一本書は歴代の詔勅及び宣命綸旨等の中より、主として惟神の大造に關するものを謹載し、詔勅と題し、惟神叢書第七編として刊行する。一謹載の詔勅等は、神勅を首に掲げ、専ら年代の順序に依つた。而して各詔勅等の冒頭には、番號を附して、本書の使用に便ならしめた。一謹載の詔勅等は、本書の性質上、其の本文には、謹みて句讀を加へ、渙發の年代は、出典と共に、各條の終に註記し、且つ難讀の語には、振假名を附し、本文が漢文のものには、其の次に國譯を添へることとした。

一本書の編纂は、小島鉢作氏主としてこれを擔當した。

詔 勅 目次

神 勅

一 天壤無窮ノ神勅	一
二 同床共殿ノ神勅	一
三 神鏡奉齋ノ神勅	一
四 侍殿防護ノ神勅	二
五 齋庭之穗ノ神勅	二
六 神籬磐境ノ神勅	三
神武天皇	三
七 東征ノ勅	四
八 檜原奠都ノ詔	五
九 天神ヲ祀ル詔	七
詔 勅	三

詔 勅

四

崇神天皇

一〇 群卿百僚ニ賜フ詔

垂仁天皇

一一 神祇祭祀ノ詔

推古天皇

一二 神祇祭祀ノ詔

孝德天皇

一三 惟神ノ道ニ關スル詔

聖武天皇

一四 神社清淨ニ關スル詔

光仁天皇

一五 祭祀ノ怠慢ヲ戒ムル勅

桓武天皇

一六 祭祀ノ怠慢ヲ戒ムル勅

嵯峨天皇

一七 神祇ニ嘉穀ヲ祈ラシムル勅

仁明天皇

一八 神社修造ニ關スル勅

清和天皇

一九 大神宮ニ寇賊災異祈禳ノ宣命

宇多天皇

二〇 敬神ニ關スル宸記

順德天皇

二一 禁中ノ作法ニ關スル御說

後醍醐天皇

二二 王道再興ノ綸旨

桃園天皇

二三 神道ニ關スル御說

詔 勅

五

五

四

三

二

一

光格天皇

二四 賀茂石清水兩社臨時祭御再興ノ御趣意書 六

孝明天皇

二五 和氣清麿ニ護王大明神ノ神號ヲ贈ル宣命 三〇

二六 外夷祈禳ノ綸旨 三一

明治天皇

二七 五箇條ノ御誓文 三三

二八 維新ノ御宸翰 三四

二九 氷川神社親祭ノ詔 三四

三〇 皇道興隆ニ關スル御下問 三四

三一 神祇鎮祭ノ詔 五六

三二 大教宣布ノ詔 五六

三三 神器皇靈遷座ノ詔 五六

三四 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭 四〇

三五 教育ニ關スル勅語 五二

三六 戊申ノ詔書 五二

大正天皇

三七 國民精神作興ニ關スル詔書 五一

今上天皇

三八 御即位ノ勅語 五二

三九 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語 五四

四〇 紀元二千六百年紀元節ニ賜ハリタル詔書 五四

四一 教育勅語渙發五十年式典ニ賜ハリタル勅語 五六

詔 勅

神 勅

一 天壤無窮ノ神勅

葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可レ王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶

祚之隆、當下與天壤ニ無_レ窮者矣。

葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治せ。行矣。寶 祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮り無かるべし。〔日本書紀卷第二〕

二 同床共殿ノ神勅

詔 勅

詔
勅

吾兒視ニ此寶鏡、當レ猶レ視レ吾。可ニ與同レ床共レ殿、以爲ニ齋鏡。

殿を共にして、以て齋鏡と爲す可し。

「日本書紀傳代下」

三 神鏡奉齋ノ神勅
此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉。

此の鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、伊都岐奉れ。

〔古事記
神代〕

四 侍殿防護ノ神勅

惟はくは爾ニ神、亦同じく殿の内に侍ひて、善く防護ることを爲せ。

日本書紀

卷之三

五
齋庭之穗ノ神勅

以ニ吾高天原所御齋庭之穗、亦當コ御於吾兒。

日本書紀
神代下

六
神解鑒境人神勅

吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命・太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉。

讀書

三

神武天皇

七 東征ノ勅

昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊、舉此豐葦原瑞穗國、而授我天祖彥火瓊々杵尊、於是彥火瓊々杵尊、闢三關、披雲路、駕仙蹕以戾止。是時運屬鴻荒、時鍾草昧。故蒙以養正、治此西偏。皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歷三年所。自天祖降跡以逮、于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地、猶未霑於王澤。遂使邑有君、村有長、各自分疆、用相凌轡。抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地。青山四周。其中亦有下乘天磐船飛降者。余謂、彼地必當足下以恢弘天業、光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者、謂是饒速日歟。何不就而都之乎。

昔、我が天神・高皇產靈尊・大日靈尊、此の豊葦原の瑞穗國を擧げて、我が天祖彦火瓊々杵尊に授けたまへり。是に彥火瓊々杵尊、天關を開きて、雲路を披け、駕仙蹕以戾止。是の時に運鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり。故れ蒙くして以て正を養ひ、此の西偏を治す。皇祖皇考、乃神乃聖にして、慶を積み暉を重ね、多に年所を歴たり。天祖の降跡りましてより以逮、今に一百七十九萬二千四百七十餘歲なり。而るに遼邈之地、猶未だ王澤に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有り。各自ら疆を分ちて、用て相凌轡はしむ。抑又鹽土老翁に聞きしに曰く、東に美地有り。青山四周围れり。其の中に亦天磐船に乗りて飛び降れる者有りと。余謂ふに、彼地は必ず當に以て天業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降れる者は、謂ふに是れ饒速日か。何ぞ就いて都らざらむや。

八 檀原奠都ノ詔

自 我 東 征 於 級 六 年 矣。賴 以 皇 天 之 威、凶 徒 就 戮。雖 邊 土 未 清、餘 妖 尚 梗、

而中洲之地、無復風塵。誠宜下恢廓皇都、規摹大壯。而今運屬屯蒙、民心朴素。巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時。苟有利民、何妨聖造。且當下披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元元。上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心。然後兼六合、以開都、掩八紜而爲宇、不可乎。觀夫畝傍山○註東南樞原地者、蓋國之塊區乎。可治之。

我れ東を征しより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲の地に復風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓大壯を規摹るべし。而して今運屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む。習俗惟常となれり。夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ。德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまふ心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以て都を開き、八紜を掩ひて宇と爲むこと、

亦可からずや。夫の畝傍山○註東南樞原の地を觀れば、蓋し國の塊區か。治るべし。

〔日本書紀前編第三源武天皇即位〕

九 天神ヲ祀ル詔

我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事。可下以郊祀天神、申大孝上者也。

我が皇祖の靈、天より降臨りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて、大孝を申べたまふ可き者なり。〔日本書紀前編第三源武天皇即位〕

崇神天皇

一〇 群卿百僚ニ賜フ詔

詔勅

惟我皇祖諸天皇等、光ヨ臨宸極者、豈爲ニ一身乎。蓋所以司牧人神、經綸天下上。故能世闢ニ玄功、時流ニ至德。今朕奉承大運、愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保ニ無窮之祚。其群卿百僚、竭爾忠貞、共安天下、不亦可乎。

惟ふに、我が皇祖諸天皇等、宸極を光臨することは、豈一自身の爲ならむや。蓋し人と神とを司牧へて、天下を經綸めたまふ所以なり。故れ能く世玄功を闡め、時に至徳を流く。今朕、大運を奉承りて、黎元を愛育ふ。何當皇祖の跡に聿遵ひ、永く窮り無き祚を保たむ。其れ群卿百僚、爾の忠貞を竭して、共に天下を安かにせむこと、亦可からずや。

〔日本書紀卷第五 嘉四年十月壬午〕

垂仁天皇

二 神祇祭祀ノ詔

我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇、惟叙作聖。欽明聰達、深執ニ謙損、志懷ニ沖退。綱ヨ繆機衡、禮ヨ祭神祇、剋レ已勤レ躬、日慎ニ一日。是以人民富足、天下太平也。今當ニ朕世、祭ニ祀神祇、豈得レ有レ怠乎。

我が先皇御間城入彦五十瓊殖天皇、惟れ叙しく聖に作します。欽明聰達、深く謙損を執りて、志沖退を懷く。機衡を綱繆めたまひて、神祇を禮祭り、己を剋め躬を勤めて、日に一日を慎む。是を以て人民富み足りて、天下太平なり。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ること、豈に怠ること有るを得むや。〔日本書紀卷第六 嘉五年二月甲子〕

推古天皇

二 神祇祭祀ノ詔

朕聞之。曩者我皇祖天皇等宰レ世也、蹻天踏地、敦禮ニ神祇、周祠ニ山川、幽

通ニ乾坤。是以陰陽開和、造化共調。今當ニ朕世、祭祀神祇、豈有怠乎。故群臣共爲竭レ心、宜レ拜ニ神祇。

朕聞く。曩者我が皇祖の天皇等の世を宰めたまへる、天に跼り地に蹐して、敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽かに乾坤に通はす。是を以て陰陽開け和ぎて、造化共に調ふ。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈怠り有らむや。故れ群臣共に爲めに心を竭して、宜しく神祇を拜つるべし。

〔日本書紀 第十五年二月庚子〕

孝德天皇

一三 惟神ノ道ニ關スル詔

惟神^{○註}我子應治故寄。是以興天地之初、君臨之國也。自^ニ始治國皇祖之時、天下大同、都無^ニ彼此^一者也。既而頃者、始^ニ於神名天皇名名、或別爲^ニ臣連之氏、

或別爲^ニ造等之色。由^レ是率土民心、固執^ニ彼此^一、深生^ニ我汝^一、各守^ニ名名^一。又拙弱臣連伴造國造、以^ニ彼爲^レ姓神名王名^一、遂^ニ自心之所^レ歸、妄付^ニ前前處處^一。^{○註}爰以神名王名、爲^ニ人賂物^一之故、入^ニ他奴婢、穢^ニ汙清名^一、遂卽民心不^レ整、國政難^レ治。是故今者隨在天神、屬下可^ニ治平^一之運上、使^レ悟^ニ斯等^一、而治^レ國治^レ民、是先是後。今日明日、次而續詔。然素賴^ニ天皇聖化、而習^ニ舊俗^一之民、未^レ詔之間、必當^レ難^レ待。故始^ニ於皇子^一、群臣及^ニ諸百姓^一、將^レ賜^ニ庸調^一。

惟神^{○註}も我が子應治さむと故寄せき。是を以て天地の初めより、君と臨す國なり。始治國皇祖の時より、天下大同りて、都て彼此といふこと無かりき。既にして頃者、神の名、天皇の名名^一より始めて、或は別れて臣連の氏と爲り、或は別れて造^ニ等の色と爲れり。是に由りて、率土の民心、固く彼此と執^ニへ、深く我汝を生して、各名名^一を守る。又拙弱^ニき臣連伴^ニ造^ニ國^一造は、彼の姓と爲す神の名、王の名を以て、自分が心の歸る所に逐ひて、安りに前前處處に付く。爰を以て神の名王の名、人の賂物^一と爲すが故に、他

の奴婢に入れて、清き名を穢汙し、遂に即ち民の心整はずして、國政治まり難し。是の故に今隨在天神も、治め平く可き運に屬りて、斯等を悟らしめ、國を治め民を治むること、是を先にし是を後にす。今日明日、次で續きて詔せむ。然れども素より天皇の聖化に頼りて、舊俗に習へる民、未だ詔せざる間に、必ず當に待ち難かるべし。故れ皇子より始めて、群臣、諸の百姓に及びて、將に庸調を賜はむとす。

〔日本書紀 番第二十五 大化三年四月壬午〕

聖 武 天 皇

一四 神社清淨ニ關スル詔

除災祈祥、必憑ニ幽冥、敬レ神尊レ佛、清淨爲レ先。今聞。諸國神祇社内、多有ニ穢鳬、及放ニ雜畜。敬神之禮、豈如レ是乎。宜下國司長官、自執ニ幣帛、慎致ニ清

掃、常爲歲事上。

災を除き祥を祈るには、必ず幽冥に憑り、神を敬ひ佛を尊ぶには、清淨を先と爲す。今聞く。諸國の神祇の社内に、多く穢鳬有り、及び雜畜を放てりと。敬神の禮、豈に是の如くならむや。宜しく國司長官、自ら幣帛を執り、慎みて清掃を致して、常に歲事と爲すべし。

〔續日本紀 番第九 大化二年七月戊戌〕

光 仁 天 皇

一五 祭祀ノ怠慢ヲ戒ムル勅

祭祀神祇、國之大典。若不ニ誠敬、何以致レ福。如レ聞、諸社不レ修、人畜損穢、春秋之祀、亦多怠慢。因レ茲嘉祥弗レ降、災異荐臻。言念ニ於斯、情深懸惕。宜下仰諸國、莫令ニ更然。

詔 勅

一三

神祇を祭祀ふことは、國の大典なり。若し誠敬ならずば、何を以てか福を致さむ。如聞、諸社修めずして、人畜損穢し、春秋の祀も、亦多く怠慢せりと。茲に因りて嘉祥降らず、災異荐に臻る。言に斯を念ひて、情に深く慙惕しぬ。宜しく諸國に仰せて、更に然らしむること莫るべし。

桓 武 天 皇

一六 祭祀ノ怠慢ヲ戒ムル勅

祭祀之事、在ニ德與ニ敬。心不レ致ニ敬、神寧享レ之。廣瀬・龍田祭、所下以鎮ニ弭風災、禱中祈年穀上也。而十和國司、觸レ事怠慢、都無ニ肅敬。差ヨ遣史生、祇ヨ承朝代、祀無ニ報應、職此之由。今以後、守介一人、齋戒祇承、若有ニ事故、聽レ遣ニ判官。

嵯 峨 天 皇

一七 神祇ニ嘉穀ヲ祈ラシムル勅

風雨不レ時、田園被レ害。此則國宰不レ恭ニ祭祀ニ之所レ致也。今聞、今茲青苗滋茂。宜下敬ニ神道、大致豐稔上。庶俾ニ嘉穀盈ニ畝、黎元殷富。宜下仰ニ畿内七道諸國、其官長、清慎齋戒、奉ニ幣名神、禱レ止ニ風雨、莫致ニ漏失。

風雨時ならずして、田園害を被れり。此れ則ち國宰の祭祀を恭まざるの致す所なり。今聞く、今茲青苗滋茂せりと。宜しく神道を敬ひ、大いに豐稔を致すべし。庶はくは嘉穀をして敵に盈ち、黎元をして殷富ならしめむことを。宜しく畿内・七道の諸國に仰せて、其の官長をして、清慎齋戒、名神に奉幣して風雨を止めむことを^禱り、漏失を致すこと莫らしむべし。

〔類聚國史 繫第十一 隆安仁弘七年七月 聖訓上〕

仁 明 天 皇

一八 神社修造ニ關スル勅

敬^レ神如^レ在、視^レ民如^レ子、國宰能事、古今通規。是以屢施^ニ條章、觀^ニ彼治道。而吏乖^ニ公平、民苦^ニ疾疫、年穀不^レ登、飢餓荐臻。論^ニ之政迹、理合^ニ懲肅。夫事久則懈、人之情也。宜ト更下^ヨ知五畿内七道諸國、改^ニ既往之怠、成^ニ方來之勤、

巡^ニ行所部、修^シ造神社^ト、禰宜祝等、若有^ニ怠者、解却決罰、一依^ニ前格^ト。年中修造之數、別錄言上。若三年之内、遣^レ使覆檢、猶有^ニ破壞^ニ者、國司郡司、科^ニ違勅罪。

神を敬ふに在^レすが如くし、民を視るに子の如くするは、國宰の能事にして、古今の通規なり。是を以て屢條章を施し、彼の治道を觀る。而るに吏公平に乖^ニきて、民疾疫に苦み、年穀登^ムらずして、飢餓荐臻^ト。之を政迹に論するに、理懲肅すべし。夫れ事久しければ則ち懈るは、人の情なり。宜しく更に五畿内七道の諸國に下知して、既往の怠を改めて、方來の勤を成し、所部を巡行して、神社を修造せしむべし。禰宜祝等、若し怠る者有らば、解却して決罰すること、一に前格に依れ。年中修造の數は、別に錄して言上せよ。若し三年の内に、使を遣して覆檢せしむるに、猶破壊せる者有らば、國司郡司は、違勅の罪に科せよ。

〔續日本後紀 卷第九 仁明天皇承和七年四月戊辰〕

清和天皇

一九 大神宮ニ寇賊災異祈禳ノ宣命

天皇我詔旨止、掛畏岐伊勢乃度會宇治乃五十鈴乃河上乃下都磐根爾、大宮柱廣敷立、高天乃原爾千木高知天、稱言竟奉留天照坐皇大神乃廣前爾、恐美恐美毛申賜倍止申久。去六月以來、大宰府度々言上_{多良}新羅賊舟二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又廳樓兵庫等上爾、依_ニ有_ニ大鳥之怪_ニ天、卜求爾、隣國乃兵革之事可在止卜申利。又肥後國爾地震風水乃災有天、舍宅悉仆頗利、人民多流亡多利。如_レ此之災比、古來未_レ聞止、故老等毛申止言上_{多利}。然間爾、陸奥國又異常奈留地震之災言上_{多利}。自餘國々毛、又頗有_ニ件災止言上多利。傳聞、彼新羅人波、我日本國止久岐世時與利、相敵美來多利。而今入_ニ來境

内_ニ天、奪_ニ取調物_ニ利天、無_ニ懼沮之氣。量_ニ其意況_ニ爾、兵寇之萌自此而生加。

我朝久無軍旅_ニ久、專忘警備_ニ多利。兵亂之事尤可_ニ慎恐。然我日本朝波、所謂神明之國奈利。神明之助護利賜波、何乃兵寇加可_ニ近來_ニ岐。况掛毛畏岐皇大神波、我朝乃大祖止御座天、食國乃天下乎照賜比護賜利。然則他國異類乃加_レ悔致_レ亂倍岐事乎、何曾聞食天、警賜比拒却介賜波須在牟。故是以、王從五位下弘道王、中臣雅樂少允從六位上大中臣朝臣冬名等乎差使天、禮代乃大幣帛遠、忌部神祇少祐從六位下齋部宿禰伯江加弱肩爾太櫛取懸天、持齋令_ニ捧持_ニ天奉出給布。此狀乎平介久聞食天、假令時世乃禍亂_{止之}天、上件寇賊之事在倍岐物_{奈利}毛、掛毛畏岐皇大神、國內乃諸神達乎毛唱導岐賜比天、未_ニ發向_ニ之前爾、沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境內爾入賜_{須之}天、逐還漂沒女賜比天、我朝乃神國止畏憚禮來禮留故實乎、澆多之失比賜布奈。自此之外爾、假令_{止之}夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃刀兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事爾至_{萬六}、國家乃大禍、百姓乃深憂止毛可_レ在乎波、

皆悉未然之外爾、拂却鎖滅之賜天、天下無躁驚久、國內平安爾鎮護利救助賜比、
皇御孫命乃御體乎、常磐堅磐爾、與天地日月一共爾、夜護晝護爾護幸倍矜奉給倍
止、恐美恐美毛申賜久止申。

天皇が詔旨と、掛けまくも畏き伊勢の度會の宇治の五十鈴の河上の下つ磐根に、大宮
柱廣敷立て、高天の原に千木高知りて、稱言竟へ奉る天照坐皇大神の廣前に、恐み恐み
も申賜へと申さく。去る六月以来、大宰府度々言上げたらく、新羅の賊舟二艘、筑前國
那珂郡の荒津に到り来て、豊前國の貢調船の絹綿を掠め奪ひて逃れ退けたり。又廳樓兵
庫等の上に、大鳥の怪有るに依りて、トひ求むるに、隣國の兵革の事在る可しとトひ申
せり。又肥後國に地震風水の災有りて、舍宅悉く仆れ顛り、人民多に流れ亡せたり。此
の如きの災、古來未だ聞かずと、故老等も申すと言上げたり。然る間に、陸奥國又常に
異なる地震の災言上げたり。自餘の國々も、又頗る件の災有りと言上げたり。傳聞、彼
の新羅の人は、我が日本の國と久しき世時より、相敵み來たり。而るに今境内に入り來

て、調物を奪ひ取りて、懼れ沮むの氣無し。其の意況を量るに、兵寇の萌此よりして生
るか。我が朝久しく軍旅無く、専ら警備を忘れたり。兵亂の事尤も慎み恐る可し。然る
に我が日本の朝は、所謂神明の國なり。神明の助け護り賜はば、何の兵寇か近づき来る
可き。況や掛けまくも畏き皇大神は、我が朝の大祖と御座して、食國の天下を照し賜ひ
護り賜へり。然らば則ち他國異類の侮を加へ亂を致すべき事を、何ぞ聞食して、警め賜
ひ拒み却け賜はず在らむ。故れ是を以て、王從五位下弘道王、中臣雅樂少允從六位上大
中臣朝臣冬名等を差使して、禮代の大幣帛を、忌部神祇少祐從六位下齋部宿禰伯江が弱
肩に太襖取り懸けて、持ち齋り捧げ持たしめて奉出し給ふ。此の狀を平けく聞食して、
假令時世の禍亂として、上の件の寇賊の事在るべき物なりとも、掛けまくも畏き皇大神、
國內の諸の神達をも唱ひ導き賜ひて、未だ發向ざるの前に、沮み拒み排ひ却け賜へ。若
し賊の謀已に熟りて、兵船必ず來べく在らば、境内に入れ賜はずして、逐ひ還し漂ひ沒
れしめ賜ひて、我が朝の神國と畏れ憚られ來れる故實を澆し失ひ賜ふな。此より外に、
假令として、夷俘の逆謀叛亂の事、中國の刀兵賊難の事、又水旱風雨の事、疫病飢饉の

事に至るまでに、國家の大禍、百姓の深憂とも在る可からむをば、皆悉に未だ然らざる
の外に、拂ひ却け鎖し滅し賜ひて、天下躁驚ぐこと無く、國內平安に鎮め護り救ひ助け
賜ひ、すぬべきのみこと皇御孫命の御體おほひみを、常磐堅磐ときはかきはに、あめつちひつき天地日月と共に、夜護晝護よのまもりひのまもりに護り幸へ矜み奉
り給へと、恐み恐みも申賜はくと申す。

〔三代實錄卷第十六 淳和天皇〕

宇多天皇

二〇 敬神ニ關スル宸記

我國者神國也。因每朝敬拜四方大中小天神地祇。敬拜之事、始自今、後一
日無怠云々。

我が國は神國なり。因りて毎朝四方の大中小天神地祇を敬拜す。敬拜の事、今より始め
て、後一日も怠ること無からむ云々。

〔宇多天皇宸記仁和四年十一月十九日〕

順德天皇

二 禁中ノ作法ニ關スル御說

凡禁中作法、先ニ神事、後ニ他事。旦暮敬神之敍慮無懈怠。白地以ニ神宮并内侍
所方、不レ爲ニ御跡。萬物隨ニ出來、必先置ニ臺盤所棚、召ニ女官一被奉。或内侍
參奉レ之。

凡そ禁中の作法は、神事を先にし、他事を後にす。旦暮敬神の敍慮懈怠なし。白地にも
神宮并に内侍所の方を以て、御跡と爲したまはず。萬物の出で來るに隨ひて、必ず先づ
臺盤所の棚に置き、女官を召して奉らる。或は内侍參りてこれを奉る。〔禁祕抄寶鏡ノ傳〕

後醍醐天皇

三 王道再興ノ綸旨

被綸旨備。右以王道之再興者、專神明之加護也。殊仰當社之冥助、欲致四海之太平。仍退逆臣、爲令復正理、舉義兵所被企征伐也。速得官軍戰勝之利、可歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申。勅願令成就、勸賞可依請。者依天氣狀如件。

元弘三年三月十四日

左中將(花押)

杵築社神主館

綸旨を被るに備ふ。右おもんみるに、王道の再興は専ら神明の加護なり。殊に當社の冥助を仰ぎ、四海の太平を致さんと欲す。仍りて逆臣を退け、正理に復せしめんが爲めてへれば、天氣に依つて状件の如し。

に、義兵を擧げて征伐を企てらるるところなり。速に官軍戦勝の利を得、朝廷靜謐の化に歸すべきの旨、精誠を凝し祈り申すべし。勅願成就せしめば、勸賞請ひに依るべし。

元弘三年三月十四日

左中將(花押)

〔千家文書〇出雲〕

桃園天皇

三 神道ニ關スル御說

夫神道は、わか大祖及爾の大祖と、萬世の爲に心をあはせ、天地自然の道をかんかへて、たてをかせられたるわか國の大道にして、朕は勿論、政をとる人、必まなふへき、能みちなること也。

〔近衛家記第一卷、寶曆八年六月十三日、御加納一節〕

光格天皇

二四 賀茂石清水兩社臨時祭御再興ノ御趣意書

石清水八幡宮・賀茂皇太神宮下上社者、吾邦無比之宗廟、累代朝家之崇敬、異于他者也。往年有恒例及臨時祭祀焉。而中絕之後、於恒例祭者、兩社同既被再興、于今連綿不絕者。於臨時祭者、中絕之後、經歷數百年之星霜、而無再興之條、其恐實不少者也。竊聞、櫻町聖皇、既有叡慮云々。愚者宗室之末葉、而不測之天運、辱登于至尊之寶位。誠神明社稷之擁護蔭福也。然則偏以再興於神事、爲先務、而欲奉報神明惠恩萬分之一之旨趣、勿論之事也。抑大祀新嘗及九月神嘗奉幣并兩社恒例四八月祭祀等、從元和已後、連々被再興了。而兩社臨時祭最不可廢絕之理義、各存於先規者乎。愚固

不肖不德、偏上依于神明宗廟和光同塵之恩覆、下以於執柄幕府文武兩道之輔佐、在位安穩、既及二十有餘年焉。朔旦旬新宮旬等再興、其他諸公事、始於節會、而至于巨細之事、各加潤飾之者、不可枚舉。幸甚々々。何盡于毫端哉。而只恐、神事之大事、未有箇再興焉。神慮如何。非下可恐怖之甚乎。古來神事數多、各雖不可廢絕、就中於于兩社臨時祭者、深有故事歟。月次神今食、是又爲重事。然年々新嘗祭連綿於遂行者、聊可慰於神意乎。相續于皇太神宮而者、石清水賀茂最爲異他。而臨時祭數年中絕、寔背于敬神之意。實謬於發端之旨。不再興而須臾可安五内乎。如斯懇篤志願之意旨、執柄者勿論兩傳等、深加思惟、篤凝勘辨、厚談于諸司代、以成就可爲專要之事。

上皇御氣色相伺之處、最御同意、速可有其沙汰、厚深之仰共、有之事。

石清水八幡宮・賀茂皇太神宮下上社は、吾が邦無比の宗廟にして、累代朝家の崇敬、他に異る者なり。往年恒例及び臨時の祭祀有り。而るに中絶の後、恒例の祭に於ては、兩社同じく既に再興せられ、今に連綿として絶たざる者なり。臨時の祭に於ては、中絶の後、數百年の星霜を経歷するも、而も再興無きの條、其の恐れ實に少からざる者なり。竊に聞く、櫻町聖皇、既に叡慮有らしめたまひき云々。愚は宗室の末葉にして、而も不測の天運により、辱くも至尊の寶位に登る。誠に神明社稷の擁護蔭福なり。然らば則ち偏に神事を再興するを以て先務と爲す。而して神明惠恩の萬分の一に報い奉らんと欲するの旨趣は、勿論の事なり。抑、大祀の新嘗及び九月の神嘗の奉幣并に兩社恒例四八月の祭祀等は、元和より已後、連々再興せられたんぬ。而るに兩社臨時の祭は、最も廢絶す可からざるの理義、各先規を存する者か。愚固より不肖不徳にして、偏に上は神明宗廟の和光同塵の恩覆に依り、下は執柄幕府の文武兩道の輔佐を以て、在位安穩なること、既に二十有餘年に及べり。朔旦の旬、新宮の旬等の再興、其の他の諸公事、節會より始めて巨細の事に至るまで、各潤飾を加ふるの者、枚舉す可からず。幸甚々々。何ぞ毫端を盡くさんや。而も只恐る、神事の大事、未だ一箇として再興の有らざることを。神慮如何。恐怖す可きの甚しきものに非ずや。古來神事數多く、各廢絶す可からずと雖も、就中兩社臨時の祭に於ては、深き故事あるか。月次神今食、是れ又重事たり。然るに年々新嘗祭連綿として遂行するに於ては、聊か神意を慰む可きものか。皇太神宮に相續ぎては、石清水賀茂は最も他に異ると爲す。而るに臨時の祭は數年中絶す。寔に敬神の意に背き、實に發端の旨を謬れり。再興せずして、須臾も五内を安んず可けんや。斯の如き懇篤志願の意旨、執柄は勿論兩傳等、深く思惟を加へ、篤と勘辨を凝して、厚く諸司代に談じ、成就を以て専要と爲す可きの事。

〔後柳町上皇〕
上皇の御氣色相伺ふの處、最も御同意あり。速に其の沙汰有る可しと。厚深の仰せども、之れ有る事。

百二十一代(御花押)

〔東山御文庫御文書官給集〕

孝明天皇

二五 和氣清磨ニ護王大明神ノ神號ヲ贈ル宣命

天皇我詔旨良萬止贈正三位行民部卿兼造宮大夫和氣清磨朝臣爾、詔止勅命乎聞食止宣布。奈良宮乃御宇爾、淨久貞爾明奈留心乎以氏仕奉利志加宇佐爾詣志時爾志猶正久直岐真事以氏請問奉留爾、大神毛相宇豆奈比愛大坐氏、貴久畏岐御教言乎以氏悟志給比、慈美給比志依氏、君止臣止乃道驗久立奴。此時爾當利氏、汝微世波、下止志上乎凌岐、上止志下乎欺止乃有津良、身乃危乎不顧、雄雄志久烈岐誠乃心乎盡波、古乃人乃云氏在久、危爾臨氏致命。又云良久、至忠爾至正志氏、能道乎以氏君乎濟止云留者、汝乃事奈良然留爾世爾顯留事乃不足乎歎給比愍美給比、彼是以氏、吉日良辰乎擇定兵、護王大明神爾崇給比尊給比、又御冠位乎正一位爾上給比治給比、從四位上行神祇少

副兼淡路守ト部朝臣良祥乎差使兵、御位記乎令捧持氏奉出給布。此狀乎平久安久聞食氏、天皇朝廷乎、堅磐爾常磐爾無勤久、夜守日守爾護幸給比氏、天下泰平爾、伊加志御世乃足御世爾護恤給倍止、恐美恐美毛申給波久申。

すめら天皇が詔旨おほみことらまと、贈正三位行民部卿兼造宮大夫和氣清磨朝臣に詔ふと勅命を聞食さへと宣ふ。奈良宮の御宇に、淨く貞に明かなる心を以て仕へ奉りしが、宇佐に詣でし時にしも、猶正しく直き真事を以て請け問ひ奉るに、大神も相うづなひ愛み大坐して、貴く畏き御教言を以て悟し給ひ、慈み給ひしに依りて、君と臣との道驗しるく立ちぬ。此の時に當りて、汝まふ徵りせば、下として上を凌ぎ、上として下を欺くことの有りつらむに、身の危を顧みず、雄雄しく烈しき誠の心を盡せるは、古の人の云ひて在らく、危に臨みて命を致す。又云へらく、至忠に至正にして、能く道を以て君を濟ふと云へるは、汝の事ならむ。然るに世に顯るる事の足らざることを歎き給ひ愍み給ひ、彼れ是を以て、吉日良辰を擇び定めて、護王大明神に崇め給ひ尊び給ひ、又御冠位を正一位に上し給ひ治め給

ひ、從四位上行神祇少副兼淡路守ト部朝臣良祥を差使して、御位記を捧げ持たしめて奉出給ふ。此の状を平けく安けく聞食して、天皇朝廷を、堅磐に常磐に動無く、夜守日守に護り幸へ給ひて、天下泰平に、いかし御世の足らし御世に護り恤み給へと、恐み恐みも申給はくと申す。

〔孝明天皇紀第十五日御賜御神籠宣下次第嘉永四年三月〕

二六 外夷祈禳ノ綸旨

夷類頻來、乞求通商。其情狡黠、固不可量。因茲邊海防禦、雖盡警戒、宸襟所不緩。庶幾以神明冥助、不汚神州、不損人民、國體安穩、天下泰平、寶祚悠久、武運延長之御祈、一社一同可抽丹誠、可下令下知于尾張國熱田宮給。者依天氣、言上如件。

〔嘉永六年十一月廿三日〕

權右中辨藤原長順奉

進上右大將殿

夷類頻りに來りて、通商を乞ひ求む。其の情狡黠、固より量る可からず。因りて茲に邊海の防禦、警戒を盡すと雖も、宸襟緩からざる所なり。庶幾くは、神明の冥助を以て、神州を汚さず、人民を損ぜず、國體安穩、天下泰平、寶祚悠久、武運延長の御祈、一社一同丹誠を抽んず可く、尾張國熱田宮に下知せしめ給ふ可し。てへれば天氣に依つて、言上件の如し。

〔嘉永六年十一月廿三日〕

進上右大將殿

權右中辨藤原長順奉

〔熱田神宮文書〕

明治天皇

二七 五箇條ノ御誓文

一廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ。

詔 勅

三三

一上下心ヲニシテ、盛ニ經綸ヲ行フベシ。

一官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。

一舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。

一智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。

〔太政官日記第五年三月十四日〕

二八 維新ノ御宸翰

朕、幼弱を以て、猝^{にほが}に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也。竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を專

らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやふ計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみに成り果、其が爲に、今日朝廷の尊重は、古ヘに倍せしが如くにて、朝威^{ますく}は倍衰^へへ、上下相離ること霄壤の如し。かかる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺^{あた}り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤^{あと}を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政、總て簡易にして、如レ此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するのに當り、獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕、徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷

み、百年の憂を忘るるときは、遂に各國の凌侮あなどりを受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。故に朕ここに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問す、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず。朕一たび足を舉れば、非常に驚き、種種の疑惑を生じ、萬口紛糾として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆、能能朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を探り、朕が業を助て、神洲を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

〔太政官日誌第五年三月十四日〕

二九 氷川神社親祭ノ詔

崇神祇、重祭祀、皇國大典、政教基本。然中世以降、政道漸衰、祀典不舉。遂馴致綱紀不振。朕深慨之。方今更始之秋、新置東京、親臨視政。將下先興三祀典、張綱紀、以復中祭政一致之道也。乃以武藏國大宮驛冰川神社、爲當國鎮守、親幸祭之。自今以後、歲遣奉幣使、以爲永例。

神祇を崇び、祭祀を重んずるは、皇國の大典、政教の basic なり。然るに中世以降、政道漸く衰へ祀典舉らず。遂に綱紀の不振を馴致す。朕、深く之を慨く。方今、更始の秋、新に東京を置き、親しく臨みて政を視る。將に先づ祀典を興し、綱紀を張り、以て祭政一致の道に復せむとす。乃ち武藏國大宮驛冰川神社を以て、當國の鎮守と爲し、親しく幸して之を祭る。今より以後、歲ごとに奉幣使を遣し、以て永例と爲せ。

〔冰川神社文書明治元年十月〕

三〇 皇道興隆ニ關スル御下問

詔 勅

三七

我皇國、天祖極ヲ立、基ヲ開キ給ヒシヨリ、列聖相承、天工ニ代リ、天職ヲ治メ、祭政維一、上下同心、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク、皇道ノ陵夷、終ニ國ニ卓越ス。然ルニ中世以降、人心渝薄、外教コレニ乘シ、皇道ノ陵夷、終ニ近時ノ甚キニ至ル。天運循環、今日維新ノ時ニ及ヘリ。然レトモ紀綱未タ恢張セス、治教未タ浹洽ナラス。是皇道ノ昭昭ナラサルニ由ル所ト、深ク御苦慮被爲遊、今度祭政一致、天祖以來固有ノ皇道復興被爲在、億兆ノ蒼生、報本反始ノ義ヲ重シ、敢テ外誘ニ蠱惑セラレス。方嚮一定、治教浹洽候様、被爲遊度思食候。其施爲ノ方、各意見無忌憚、可申出候事。

〔法規分類大全明治二十二年五月二十二日〕

三一 神祇鎮祭ノ詔

朕恭惟、大祖創業、崇敬神明、愛撫蒼生。祭政一致、所由來遠矣。朕以ニ

寡弱、夙承聖緒、日夜忧惕、懼天職之或虧。乃祇鎮ヨウジン祭天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官、以申孝敬。庶幾、使下億兆有所矜式。

朕、恭しく惟みるに、大祖の業を創むるや、神明を崇敬し、蒼生を愛撫す。祭政一致、由來する所遠し。朕、寡弱を以て、夙に聖緒を承け、日夜じゆつとき忧惕して、天職の或は虧けむことを懼る。乃ち祇みて天神地祇八神カミヨウ暨び列皇の神靈を、神祇官に鎮祭し、以て孝敬を申ぶ。庶幾はくは、億兆をして矜式する所有らしめむことを。

〔太政官日誌明治三年正月三日〕

三二 大教宣布ノ詔

朕恭惟、天神天祖、立極垂統、列皇相承、繼之述之。祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汙隆。道有顯晦矣。今也天運循環、百度維新。宜下明治教、以宣揚惟神之大道也。因新命宣教使、布

教天下。汝群臣衆庶、其體ニ斯旨。

朕、恭しく惟みるに、天神天祖、極に立ち統を垂れ、列皇相承け、之を繼ぎ之を述ぶ。祭政一致、億兆同心、治教上に明かにして、風俗下に美し。而るに中世以降、時に汙隆あり。道に顯晦有り。今や天運循環し、百度維れ新なり。宜しく治教を明かにして、以て惟神の大道を宣揚すべきなり。因りて新に宣教使を命じ、天下に布教せしむ。汝群臣衆庶、其れ斯の旨を體せよ。

〔太政官日誌明治三年正月三日〕

三三 神器皇靈遷座ノ詔

朕、恭ク惟ミルニ、神器ハ天祖威靈ノ憑ル所、歷世聖皇ノ奉シテ、以テ天職ヲ治メ玉フ所ノ者ナリ。今ヤ朕、不逮ヲ以テ、復古ノ運ニ際シ、忝ク鴻緒ヲ承ク。新ニ神殿ヲ造リ、神器ト列聖皇靈トヲ、コニ奉安シ、仰テ以テ萬機ノ政ヲ視ント欲ス。爾群卿百僚、其レ斯旨ヲ體セヨ。

〔太政官日誌明治四年九月十八日〕

三四 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭

我國の軍隊は、世世天皇の統率し給ふ所にある。昔神武天皇、躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ。此間、世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革も亦屢なりき。古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后・皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡、兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度、皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれとも、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徵兵は、いつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は、一向に其武士とともに棟梁たる者に歸し、世の亂

と共に、政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ。

世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すへきにあらすとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき。降りて弘化・嘉永の頃より、徳川の幕府、其政衰へ、剩外國の事とも起りて、其悔をも受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、いたく宸襟を憐し給ひしこそ、忝くも又惶かしこけれ。然るに朕幼くして、天津日嗣を受けし初、征夷大將軍、其政權を返上し、大名小名、其版籍を奉還し、年を経すして、海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり。歷世祖宗の、專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも、併我臣民の、其心に順逆の理を辨へ、大義の重きを知れるか故にこそあれ。されば此時に於て、兵制を更め、我國の光を輝さむと思ひ、此十五年か程に、陸海軍の制をは、今の様に建定めぬ。夫兵馬の大權は、朕が統ふる所なれば、其

司司をこそ臣下には任すなれ。其大綱は、朕、親之を攬り、肯て臣下に委ぬへきものにあらす。子子孫孫に至るまで、篤く斯旨を傳へ、天子は、文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。朕は、汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は、汝等を股肱と頼み、汝等は、朕を頭首と仰きてそ、其親は特に深かるへき。朕が國家を保護して、上天の惠に應し、祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも、汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし。我國の稜威振はさることあらは、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我武維揚りて其榮を輝さは、朕、汝等と其譽を俱にすへし。汝等皆其職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さは、我國の蒼生は、永く太平の福を受け、我國の威烈は、大に世界の光華ともなりぬへし。朕、斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すへき事こそあれ。いてや之を左に述へむ。

思慮を殲して事を謀るへし。小敵たりとも悔らす、大敵たりとも怯れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されば武勇を尙ぶものは、常常人に接するには、溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたは、果は世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。

心すへきことにこそ。

一軍人は信義を重んすへし。凡信義を守ること、常の道にはあれと、わきて軍人は、信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらむこと難かるへし。信とは己か言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されば信義を盡さむと思はゝ、始より其事の成し得へきか得へからさるかを、審に思考すへし。臆氣なる事を假初に諾ひて、よしなき關係を結ひ、後に至りて信義を立てんとすれば、進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其詮なし。始めに能事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからすと知り、其義はと

ても守るへからすと悟りなは、速に止ることよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ともか、禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を、後世まで遺せること、其例歎からぬものを、深く警めてやはあるへき。

一軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされば、文弱に流れ輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし。其身生涯の不幸なりといふも、中中愚なり。此風一たひ軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり。朕、深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、略此事を諒め置きつれど、猶も其惡習の出んことを憂ひて、心安からねば、故に又之を訓ふるそかし。汝等軍人、ゆめ此訓諒を等閑にな思ひそ。

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡生を我國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるへき。況して軍人たらん者は、此心の固からては、物の用に立ち得へしとも思はれす。軍人にして、報國の心堅固ならざるは、如何程技藝に熟し、學術に長するも、猶偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ、節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて鳥合の衆に同かるへし。抑國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の消長は、是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず、政治に拘らす、只只一途に、己が本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其操を破りて、不覺を取り、汚名を受くるなけれ。

一軍人は禮儀を正くすへし。凡軍人には、上元帥より下一卒に至るまで、其間に官職の階級ありて、統屬するのみならず、同列同級とても、停年に新舊あれは、新任の者は、舊任のものに服従すへきものぞ。下級のものは、上官の

命を承ること、實は直に朕か命を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらずとも、上級の者は勿論、停年の己より舊きものに對しては、總へて敬禮を盡すへし。又上級の者は、下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも、其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を專一と心掛、上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして、禮儀を紊り、上を敬はず下を惠ますして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に軍隊の蠹毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし。一軍人は武勇を尙ぶへし。夫武勇は、我國にては古よりいとも貴へる所なれば、我國の臣民たらむもの、武勇なくては叶ふまし。況して軍人は、戰に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ武勇には大勇あり、小勇ありて、同しからす。血氣にはやり粗暴の振舞なとせむは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは、常に能く義理を辨へ、能く膽力を練り、

思慮を殲して事を謀るへし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも怯れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されば武勇を尙ぶものは、常常人に接るには、溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたは、果は世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すへきことにこそ。

一軍人は信義を重んすへし。凡信義を守ること、常の道にはあれと、わきて軍人は、信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらむこと難かるへし。信とは己か言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されば信義を盡さむと思はゞ、始より其事の成し得へきか得へからざるかを、審に思考すへし。臓氣なる事を假初に諾ひて、よしなき關係を結ひ、後に至りて信義を立てんとすれば、進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其詮なし。始めに能能事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからすと知り、其義はと

ても守るへからすと悟りなは、速に止ることよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ともか、禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を、後世まで遺せること、其例尠からぬものを、深く警めてやはあるへき。

一軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされば、文弱に流れ輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし。其生涯の不幸なりといふも、中中愚なり。此風一たひ軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり。朕、深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、略此事を諒め置きつれど、猶も其惡習の出んことを憂ひて、心安からねば、故に又之を訓ふるそかし。汝等軍人、ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ。

右の五箇條は、軍人たるもの、暫も忽にすへからず。さて之を行はむには、一の誠心こそ大切なれ。抑此五箇條は、我軍人の精神にして、一の誠心は、又五箇條の精神なり。心誠ならされば、如何なる嘉言も善行も、皆うはへの裝飾にて、何の用にかは立つへき。心たに誠あれは、何事も成るものそかし。況してや此五箇條は、天地の公道、人倫の常經なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人、能く朕か訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さは、日本國の蒼生、舉りて之を悦ひなむ。朕一人の擇のみならむや。

〔法規分類大全明治十五年一月四日〕

三五 教育ニ關スル勅語

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民、克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦實ニ此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝

ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ、獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕、爾臣民ト俱ニ、拳々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

〔官報明治二十三年十月三十日〕

三六 戊申ノ詔書

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ、爰ニ益々國交ヲ修メ、友義ヲアツツシ、列國ト與ニ永ク其ノ

慶ニ賴ラムコトヲ期ス。顧ミルニ、日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。戰後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。宜
ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉產ヲ治メ、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成
シ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相誠メ、自疆息マサルヘシ。

抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳トシテ日星
ノ如シ。寔ニ克ク恪守シ、淳礪ノ誠ヲ輸^{イダ}サハ、國運發展ノ本近ク斯ニ在リ。朕
ハ、方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢
弘シ、祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ體セ
ヨ。

大正天皇

〔官報明治四十一
年十月十三日〕

三七 國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ、國家興隆ノ本ハ、國民精神ノ剛健ニ在リ。之ヲ涵養シ、之ヲ振作シ
テ、以テ國本ヲ固クセサルヘカラス。是ヲ以テ、先帝、意ヲ教育ニ留メサセラ
レ、國體ニ基キ、淵源ニ遡リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ、其ノ大綱ヲ昭示シタ
マヒ、後又臣民ニ詔シテ、忠實勤儉ヲ勸メ、信義ノ訓ヲ申^{カサ}ネテ、荒怠ノ誠ヲ垂
レタマヘリ。是レ皆道德ヲ尊重シテ、國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非
サルナシ。爾來趨向一定シテ、效果大ニ著レ、以テ國家ノ興隆ヲ致セリ。朕、
卽位以來、夙夜兢兢トシテ、常ニ紹述ヲ思ヒシニ、俄ニ災變ニ遭ヒテ、憂悚
交至レリ。

輓近學術益々開ケ、人智日ニ進ム。然レトモ、浮華放縱ノ習漸ク萌シ、輕佻詭
激ノ風モ亦生ス。今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスマハ、或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐
ル。況ヤ今次ノ災禍、甚々大ニシテ、文化ノ紹復、國力ノ振興ハ、皆國民ノ精

神ニ待ツヲヤ。是レ實ニ上下協戮、振作更張ノ時ナリ。振作更張ノ道ハ他ナシ、先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ、其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ。宣ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ、智德ノ並進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ、風俗ヲ匡勵シ、浮華放縱ヲ斥ケテ、質實剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ矯メテ、醇厚中正ニ歸シ、人倫ヲ明ニシテ、親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ、秩序ヲ保チ、責任ヲ重シ、節制ヲ尙ヒ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入リテハ恭儉勤敏、業ニ服シ、產ヲ治メ、出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ、力ヲ公益世務ニ竭シ、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮、社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ。朕ハ、臣民ノ協翼ニ賴リテ、彌々國本ヲ固クシ、以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ。爾臣民、其レ之ヲ勉メヨ。〔官報大正十二年十一月七日〕

今上天皇

三八 御即位ノ勅語

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、惟神ノ大道ニ遵ヒ、天業ヲ經綸シ、萬世不易ノ丕基ヲ肇メ、一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ、以テ朕カ躬ニ逮ヘリ。朕、祖宗ノ威靈ニ賴リ、敬ミテ大統ヲ承ケ、恭シク神器ヲ奉シ、茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ、昭ニ爾有衆ニ誥ク。皇祖皇宗、國ヲ建テ民ニ臨ムヤ、國ヲ以テ家ト爲シ、民ヲ視ルコト子ノ如シ。列聖相承ケテ、仁恕ノ化、下ニ洽ク、兆民相率キテ、敬忠ノ俗、上ニ奉シ、上下感孚シ、君民體ヲ一ニス。是レ我カ國體ノ精華ニシテ、當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ。

皇祖考、古今ニ鑒ミテ、維新ノ鴻圖ヲ闢キ、中外ニ徵シテ、立憲ノ遠猷ヲ敷キ、文ヲ經トシ、武ヲ緯トシ、以テ曠世ノ大業ヲ建ツ。皇考、先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ、中興ノ丕績ヲ恢弘シ、以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ。朕、寡薄ヲ以テ、忝ク遺緒ヲ嗣キ、祖宗ノ擁護ト、億兆ノ翼戴トニ賴リ、以テ天職ヲ治メ、墜スコト無ク、アヤ愆。

ツコト無カラムコトヲ庶幾フ。

朕、内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ、愈民心ノ和會ヲ致シ、益國運ノ隆昌ヲ進ヌムコトヲ念ヒ、外ハ則チ國交ヲ親善ニシ、永ク世界ノ平和ヲ保チ、普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ。爾有衆、其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ、私ヲ忘レ公ニ奉シ、以テ朕カ志ヲ弼成シ、朕ヲシテ、祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ、以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ。

三九 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ、國力ヲ養ヒ、以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル、任タル極メテ重ク、道タル甚ダ遠シ。而シテ其ノ任、實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ。汝等其レ氣節ヲ尙ビ、廉恥ヲ重ンジ、古今ノ史實ニ稽ヘ、中外ノ事勢ニ鑒ミ、其ノ思索ヲ精ニシ、其ノ識見ヲ長ジ、執ル所中ヲ失ハズ、嚮フ所

正ヲ謬ラズ、各其ノ本分ヲ恪守シ、文ヲ修メ、武ヲ練リ、質實剛健ノ氣風ヲ振
勵シ、以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ。

〔官報昭和十四年五月二十二日〕

四〇 紀元二千六百年紀元節ニ賜ハリタル詔書

朕惟フニ、神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ、一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ、萬世不易ノ丕基ヲ定メ、以テ天業ヲ經綸シタマヘリ。歷朝相承ケ、上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ、下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ、君民一體、以テ朕ガ世ニ逮ビ、茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ。

今ヤ非常ノ世局ニ際シ、斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル。爾臣民、宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ騁セ、皇圖ノ宏遠ニシテ、皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ、和衷戮力、益々國體ノ精華ヲ發揮シ、以テ時艱ノ克服ヲ致シ、以テ國威ノ昂揚ニ昂メ、祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スペシ。

詔 勅

四一 教育勅語済發五十年式典ニ賜ハリタル勅語

皇祖考、曩ニ聖勅ヲ降シタマヒテ、國體ノ精華ヲ闡明シ、國民道德ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ、茲ニ五十年ナリ。而シテ爾臣氏、克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ、夙夜振勵、文ヲ經トシ、武ヲ緯トシ、教化爰ニ洽ク、學風以テ振ヒ、國運ノ隆昌、克ク今日アルヲ致セルハ、朕ノ深ク懼フ所ナリ。

今ヤ國際ノ情勢ハ、曠古ノ大變ニ際會セリ。爾臣民、其レ世局ニ鑒ミ、億兆心ヲ一ニシ、時艱ヲ克服シテ、大訓ノ聖旨ニ副ヒタマツリ、以テ德輝ヲ四表ニ光被セントヲ期セヨ。

〔官報昭和十五年十月三十日〕

詔 勅 終

發行所	宇治山田市 外倉田山	神宮皇學館惟神道場
複製	不許	
印 刷 所	印 刷 者	原 田 敏 明
合資社	精 興	白 井 赫 太 郎
		東京市神田區錦町三丁目十一番地
		電話山田一一五六四番 郵便口座名古屋一五六九五番
		定價金貳拾錢 送科金參錢
		昭和十六年八月一日印刷 昭和十六年八月五日發行

終

